発議第　３　号

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和　８　年　９　月２４日提出

提出者　　薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長　　山　中　真　由　美

提　案　理　由

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、日本国民の悲願である。今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は厳しさを増している時代だからこそ、唯一の戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書（案）

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曽有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民、そして薩摩川内市民の悲願です。

薩摩川内市議会は、２００６年９月２８日に、「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する薩摩川内市宣言」を決議し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて努力するという決意を示してきました。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増しています。

しかし、こうした時代だからこそ、唯一の戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められています。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではありません。

よって、国会及び政府に、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和　８　年　９　月２４日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣